

被災農業者向け経営体育成支援事業を活用される方へ

(留意事項)

補助事業を活用して、施設・機械の再取得・修繕を行った場合は、以下のような決まりを守っていただく必要があります。

- ・実施要綱上に定められた事項です。
- ・取得した財産の処分には制限があります。
- ・平成30年度中に事業完了してください。

①耐用年数期間内は処分しないでください。

(耐用年数については、別紙「補助対象となる主な農業用機械や農業用施設」を参照)

- ・目的外で使用したり、譲渡したり、処分したり、増改築した場合は、補助金の全部又は一部の返還となる場合があります。
- ・天災などで破損したり、施設を増築する場合など使用形態に変更が生じる場合は市にご報告ください。
- ・耐用年数期間内に、「営農中止」・「離農」した場合は、「補助金」を返還していただく場合があります。

②管理関係書類を作成し、耐用年数期間内は整理保存すること。

- ・財産管理台帳を作成し、保管してください。
- ・管理日誌や施設利用簿を作成し、期間内の営農状況や使用状況等をご記入ください。
- ・耐用年数期間内に確認をさせていただくことがあります。

③補助事業に関する申請書類等は、5年間は必ず保存してください。

④農業用機械を再取得した場合、改善取組みの達成状況をご報告ください。

⑤農業用ハウス等の修繕を行う場合、園芸施設共済の引き受け対象となる施設整備完了時に園芸施設共済等に加入してください。